

フロン回収技術講習会の受講を希望される方へ

## 令和3年度第2回 「群馬県フロン回収技術講習会」募集要領

### 1 概 要

第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）からの冷媒フロン類回収業務については、フロン排出抑制法施行規則第40条2号の規定により、「フロン類の性状及び回収方法について十分な知見を有する者が、回収を自ら行い又は回収に立ち会うこと」と定められています。本講習会は、冷媒フロン類の回収に従事する技術者の養成を目的として、フロン類の回収・処理に関する技術並びにフロン排出抑制法及び高压ガス保安法等関係法令の規定などの習得を内容とする技術講習会です。

本講習会を受講し、講習会の最後に実施する修了試験に合格した者には、群馬県知事から修了証が交付され、フロン類回収作業に精通した「十分な知見を有する者」と認められます。

ただし、第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）への冷媒フロン類の充填及び機器の点検等については、本講習会の修了資格では行うことができません。本講習会を修了したのちに、別途開催される「群馬県フロン充填回収技術講習会（群馬県及び当協会の共催）」を受講・修了することにより、フロン排出抑制法施行規則第14条第9号2規定する「十分な知見を有する者」の資格を取得することができます。

### 2 主催及び共催

群馬県（環境森林部環境保全課）  
一般社団法人群馬県フロン回収事業協会

### 3 講習会日時

令和3年11月25日（金） 10:00～17:00（30分前から受付開始）

### 4 講習会会場

群馬県前橋合同庁舎 地域防災センター会議室  
（前橋市上細井町2142-1）

### 5 受講料

8,500円（消費税込み）（受講料は、講習会当日に受付でお支払いください。）  
なお、受講料は、テキスト代及び当協会発行の携帯用技術者証代を含んでいます。

### 6 募集定員 60名

### 7 申込み先及び申込み方法

- (1) 申込み先 一般社団法人群馬県フロン回収事業協会 事務局  
（前橋市紅雲町1丁目7番12号 住宅公社ビル4F）  
TEL 027-260-8234/FAX 027-260-8236
- (2) 申込み方法 別紙申込書を下記の申込先へ郵送又はFAXしてください。
- (3) 申込期日 令和3年9月30日（木）  
（先着順で受付し、定員になり次第締め切ります。）

## 8 講習内容

- (1) フルオロカーボンと地球環境
- (2) 冷媒方式の主な分類とシステム
- (3) フロン回収作業
- (4) 回収冷媒の再生
- (5) フロン回収と高圧ガス関連法（フロン排出抑制法、高圧ガス保安法）
- (6) 第一種フロン類充填回収業者
- (7) 群馬県環境保全課からの説明（フロン類充填回収業者の登録等）
- (8) 修了試験

## 9 携帯用技術者証の発行と資格の更新

- (1) 修了試験に合格した方には群馬県知事から修了証が交付されます。  
なお、修了証の有効期限は5年（修了証が交付された日から5年を経過する日の属する年度末まで）となっていますので、有効期間が満了する年度に開催される更新講習会を受講し、資格の更新を行ってください。
- (2) 群馬県知事から修了証が交付された方には、当協会から携帯用の「群馬県フロン回収技術者証」を発行します。

## 10 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大が収束しない中での講習会開催予定となっています。今後の状況によっては、講習会の中止又は延期もありますのでご承知ください。
- (2) 昼食は、各自で用意してください。なお、合同庁舎周辺の食堂やレストランをご利用される場合は、午後の講習に遅れないよう注意してください。
- (3) 駐車場は、前橋合同庁舎外来者用をご利用ください。